

豊島区役所
環境配慮ガイドライン

平成 25~28 年度

平成 25 年 4 月

豊島区

目 次

第 1 章 基本的事項

1	ガイドラインの目的	2
2	ガイドライン改定の背景	2
3	第一次ガイドラインの状況	3
4	対象の範囲	4
5	計画期間と削減目標	4
6	基準年【平成 22 年度（2010 年度）】の状況	6
7	計画実現のための方策	8

第 2 章 区役所が取り組む率先行動

1	オール区役所の取組み	12
2	建築物の建設、管理等に関する取組み	21

第 3 章 推進と点検評価

1	推進体制	28
2	点検及び評価等	30

参考資料

1	計画の対象物質	32
2	温室効果ガス排出量の算定方法	33
3	再生可能エネルギー導入施設の状況	37



第 1 章 基本的事項

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化の防止対策を推進するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、策定が義務付けられている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」として策定するものです。

このガイドラインにおいて、豊島区役所が行う事務事業から発生する温室効果ガスの排出削減を着実に推進していくことを目的とします。

※ 本ガイドラインでは、行政区域の「豊島区」と区別するため、地方公共団体としての「豊島区」を「豊島区役所」（「区役所」）としており、豊島区が運営する全施設と豊島区が実施する事務事業全般を指します。

2. ガイドライン改定の背景

環境問題への取組みが強く求められる中、とりわけ「地球温暖化」の問題は極めて深刻な課題であり、社会全体が一体となり対策を進めることが必要です。

平成20年には^{※1}地球の温暖化防止及び^{※2}エネルギー使用の合理化等の関係法令が改正され、取組みの強化が促されています。なお東京都においても平成22年度から、^{※3}東京都環境確保条例が見直され、「地球温暖化対策報告書制度」の新設により、温室効果ガス排出抑制の推進強化を行っています。

これらの法令の強化により、豊島区役所も対象事業者として、エネルギー使用状況、温室効果ガス排出状況を把握し、報告する義務が課されることとなり、自治体としての責務がより強く求められるようになりました。

また平成23年3月に発生した、東日本大震災を起因とする原子力発電所の事故は、未だかつてない危機的な電力不足をもたらし、社会全体が電力をはじめとしたエネルギーの重要性について身をもって知ることとなりました。

今回のガイドラインの改定は、平成21年3月に策定した第一次ガイドラインの計画期間（平成21～24年度）が満了することを踏まえ、自治体として一層、環境に配慮した率先行動を行うために、第二次ガイドラインとして所要の改定を行うものです。

※1 地球温暖化防止対策の推進に関する法律

※2 エネルギーの使用の合理化に関する法律

※3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

3. 第一次ガイドラインの状況

■ 第一次ガイドラインの目標に対する削減の状況

【目標】

平成 24 年度（2012 年度）において、温室効果ガスを平成 19 年度（2007 年度）比で 11%以上削減し、「15,269t」以下にする。

(1) 各年度の状況

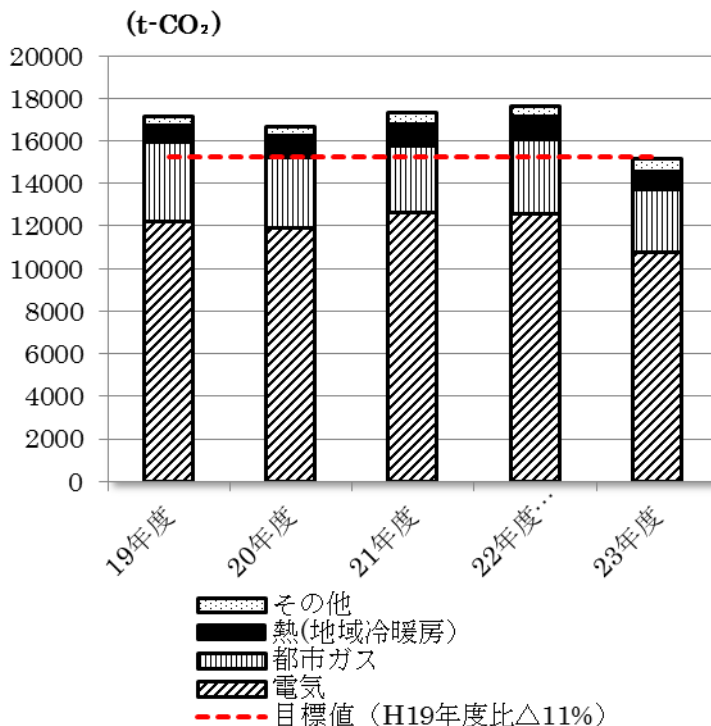
年 度	温室効果ガス排出量	削減率
平成 19 年度(2007 年度)	17,156t	100%
平成 21 年度(2009 年度)	17,322t	+1.0%
平成 22 年度(2010 年度)	17,742t	+3.4%
平成 23 年度(2011 年度)	15,164t	-11.6%

※平成 23 年度の削減率が高いのは、東日本大震災を起因とする原子力発電所の事故等による電力不足により、社会全体が節電対策を講じることによる特別な状況下での結果です。

(2) 平成 21~23 年度の 3 か年の平均の状況

年 度	温室効果ガス排出量	削減率
平成 19 年度(2007 年度)	17,156t	
平成 21~23 年度平均値	16,743t	-2.4%

■ 豊島区役所の温室効果ガス排出量の推移



※温室効果ガスとは、地球温暖化対策推進法に定められた、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類で、区役所の温室効果ガスの99%は二酸化炭素です。

4. 対象の範囲

- ◎ 区の実施するすべての事務事業。
- ◎ すべての区有施設。(注1)
 - ※ 指定管理者により運営される施設、一部の民営化された施設も含まれます。また、区外の施設も対象とします。

注1： すべての区有施設とは、本章末(P9・10)に掲載する平成25年4月1日現在の198施設です。

198施設のうち、温室効果ガス排出量が特に多い20施設と全小中学校を重点施設と位置付け、施設改善を含め重点的に温室効果ガス削減に取り組んでいきます。対象施設は、施設の新設、統廃合等により必要に応じて見直します。

<重点施設>

池袋スポーツセンター、公会堂・分庁舎、本庁舎、区民ひろば南大塚、雑司ヶ谷体育館、勤労福祉会館、あうるすぽっと・中央図書館、豊島清掃事務所、区民センター、池袋保健所、巣鴨体育館、区民ひろば駒込、生活産業プラザ、心身障害者福祉センター、区民ひろば長崎、駒込福祉作業所、総合体育場、豊島体育館、区役所別館、池袋図書館、小学校(23校)、中学校(8校)

5. 計画期間と削減目標

(1) 計画期間と削減目標

区役所も地域の主要な構成員としての責任を果たすため、省エネ法の規定の基づき、下記のとおり目標を掲げます。

なお、平成25年度に予定されている「豊島区環境基本計画」の後期見直しにより、必要に応じて削減目標の見直しを行なうこととします。

○計画期間

- ・平成25年度(2013年度)～平成28年度(2016年度)

○削減目標(平成28年度(2016年度))

- ・温室効果ガスを平成22年度(2010年度)比で11%以上削減し、「17,513t※」以下にする。
- ・廃棄物の排出量、水使用量、紙使用枚数の抑制について、前年度を下回る。

※基準値となる平成22年度の温室効果ガス排出量は、第1次ガイドラインの排出係数を見直して算出した「19,677t-CO₂e q」(P7参照)とします。

基準年と基準値について

直近の数値把握が出来ている平成23年度は、震災による電力不足に対応するため、全庁をあげて緊急対応により節電対策に取り組めました。

この結果、温室効果ガスの削減は、平成19年度比で11.6%の削減という、単年度でのガイドライン目標数値を上回る実績となりました。

しかしながら、平成23年度の実績は、あくまでも緊急対応によるもので、区民サービスに少なからず影響をおよぼすものでありました。

このため本ガイドラインでは、基準年度を平成22年度とし、基準値は平成22年度の温室効果ガス排出量「19,677t-CO₂eq」とします。

(2) 種別ごとの削減目標

ガイドラインでは、全体の温室効果ガス削減目標の11%以上の削減を達成するため、施設等の種別ごとに次の削減目標を設定し、取り組んでいきます。

種 別		対 象	実 現 の 方 策
施 設	重点施設	20 施設	①全施設の職員の取組による削減→6%以上 ②対象となるすべての施設の 設備改善による削減→7%
	小中学校	31 校	
	その他の施設	147 施設	
街路灯	街路灯・公園灯	14,088 基	③省I社 [®] 型街路灯導入による削減→10%
自動車	自動車燃料等	103 台他	④その他（自動車使用燃料の削減等）→10%

(3) 節電（電力エネルギー）目標

電力は、温室効果ガス排出源エネルギーのうち7割を占めており、豊島区役所全体での節電の取組みは、削減目標の達成に大きく影響します。

また東日本大震災以降の電力不足は、今後も急速な回復を見込むことはできません。区役所として率先して節電対策を実施していく必要があるために、特に電力需要の高くなる時期について節電目標を設定します。

○ 強化節電

電力使用が高くなる夏期及び冬期について、取組み期間、目標を設定する。

(1) 実施期間 夏期 7月～9月 冬期 12月～翌年3月

(2) 節電目標値

夏・冬期も基準年度における、上記(1)の期間の電力使用量の11%減を節電の目標値とする。

※ただし、状況に応じて別に目標を定める場合もある。

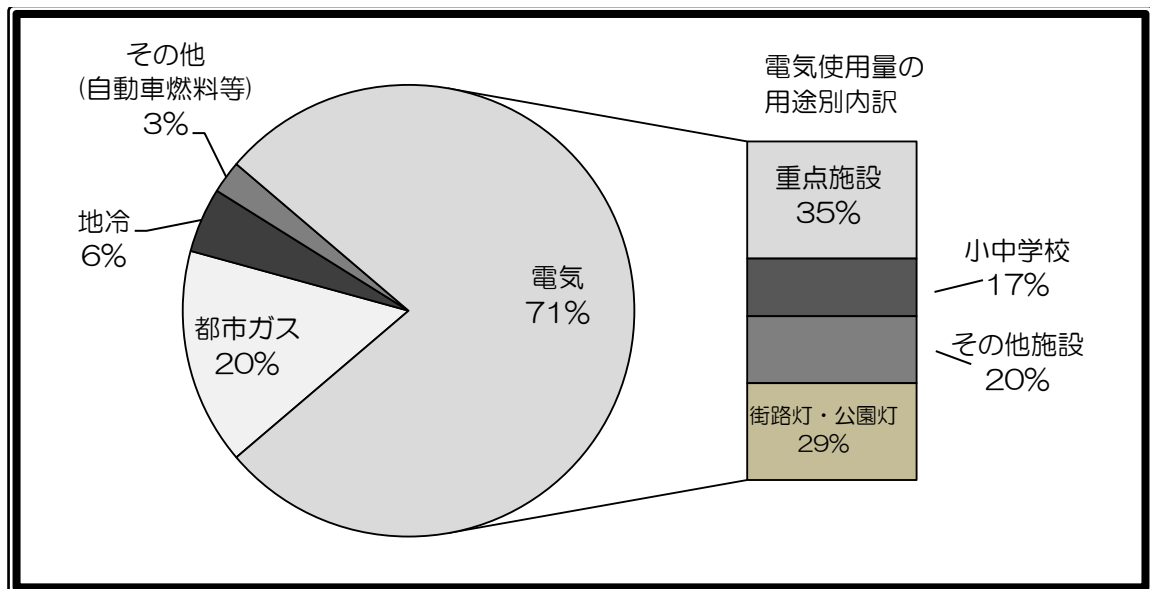
6. 基準年【平成22年度（2010年度）】の状況

（1）温室効果ガスの排出状況

平成22年度の豊島区役所の温室効果ガス排出量は約1万9千6百トンで、温室効果ガスの排出源となる使用エネルギーは、約7割が電気、約2割が都市ガスで、残りが地域冷暖房の熱と自動車燃料です。

電気は全施設で照明・空調設備・動力施設・OA機器等で使用されており都市ガスは一部の施設の空調設備、小・中学校等の厨房・給湯で使用されています。地域冷暖房は本庁舎（分庁舎・公会堂を含む）、区民センターと中央図書館（あうるすぽっとを含む）の3施設に導入されています。

■使用エネルギーの構成（平成22年度）



（2）主要な施設の状況

使用エネルギーのうち自動車燃料等を除く、電気、ガス、熱の約80%相当は区役所庁舎、小中学校等の区立施設で使用され、残りの20%は区内全域に設置されている街路灯・公園灯に使われる電気となっています。

区立施設は、区直営のものと指定管理者が管理するものを合わせて198施設（平成25年4月現在）ありますが、エネルギー使用量の割合は本庁舎（別館・公会堂を含む）、池袋スポーツセンター等20の重点施設で施設全体の約50%、小・中学校（31校）が約25%となり、合わせて75%にあたります。

これらの施設について重点的に対策をとることにより、効果的なCO₂排出量の削減につながります。

■ 基準年における重点施設・小中学校のエネルギー使用量・温室効果ガス排出量一覧

温室排出効果ガス排出量単位：kg-CO₂eq

No.	重点施設	平成22年度実績			
		温室効果ガス 排出量	電気 (kWh)	ガス (m ³)	地冷 (MJ)
1	池袋スポーツセンター	1,253,086	2,989,771	46,881	
2	あうるすぽっと・中央図書館	934,696	892,277	0	10,387,036
3	雑司が谷体育館	752,959	1,064,742	153,615	
4	区役所本庁舎	701,385	1,202,542	2,228	4,116,102
5	豊島公会堂	620,514	1,269,104	968	2,298,414
6	区民ひろば南大塚	443,544	695,652	78,756	
7	勤労福祉会館	363,535	663,387	48,569	
8	豊島清掃事務所	341,049	352,591	91,810	
9	豊島区民センター	273,333	443,748	1,484	1,747,537
10	池袋保健所	255,366	401,541	45,167	
11	巣鴨体育館	247,065	375,585	45,911	
12	区民ひろば駒込	228,918	437,508	27,194	
13	生活産業プラザ	228,582	369,042	38,781	
14	心身障害者福祉センター	180,174	267,831	34,521	
15	区民ひろば長崎	122,872	165,279	26,520	
16	駒込福祉作業所	121,073	219,483	16,425	
17	総合体育場	118,509	290,370	3,128	
18	豊島体育館	118,333	295,185	2,224	
19	区役所別館	95,648	247,066	346	
20	池袋図書館	82,554	127,186	15,051	
	重点施設 計	7,483,193	12,769,890	679,579	18,549,089
No.	小中学校	平成22年度実績			
		温室効果ガス 排出量	電気 (kWh)	ガス (m ³)	地冷 (MJ)
1	仰高小学校	120,209	169,188	24,661	
2	駒込小学校	102,723	180,311	14,948	
3	巣鴨小学校	87,346	155,060	12,412	
4	清和小学校	92,451	167,287	12,595	
5	西巣鴨小学校	113,119	199,817	16,245	
6	豊成小学校	112,412	187,174	18,097	
7	朋有小学校	132,457	203,458	24,254	
8	朝日小学校	83,346	152,333	11,094	
9	池袋第一小学校	113,953	206,506	15,471	
10	池袋第二小学校	88,004	149,866	13,596	
11	池袋第三小学校	112,880	173,804	20,598	
12	池袋小学校	104,736	177,131	16,392	
13	文成小学校	97,675	173,459	13,869	
14	南池袋小学校	204,417	286,362	42,167	
15	高南小学校	87,749	184,727	7,506	
16	目白小学校	209,690	264,942	48,193	
17	長崎小学校	106,346	185,300	15,710	
18	要小学校	110,385	176,178	19,077	
19	椎名町小学校	95,607	147,611	17,377	
20	富士見台小学校	89,659	164,812	11,773	
21	千早小学校	115,172	189,344	18,957	
22	高松小学校	110,438	190,246	16,689	
23	さくら小学校	109,555	152,952	22,688	
24	駒込中学校	108,366	179,123	17,671	
25	巣鴨北中学校	153,460	218,014	31,135	
26	西巣鴨中学校	115,020	226,358	12,544	
27	池袋中学校	137,421	210,411	25,278	
28	西池袋中学校	132,098	277,901	11,332	
29	千登世橋中学校	259,911	355,014	55,172	
30	千川中学校	126,014	234,823	16,001	
31	明豊中学校	236,213	339,298	47,287	
	小中学校 計	3,868,830	6,278,810	650,789	

種別	施設数	構成比	平成22年度実績			
			温室効果ガス排出量	電気 (kWh)	ガス (m ³)	地冷 (MJ)
重点施設	20施設	38.0%	7,483,193	12,769,890	679,579	18,549,089
小中学校	31校	19.7%	3,868,830	6,278,810	650,789	0
その他の施設	147施設	19.0%	3,743,399	7,283,476	422,565	0
施設計	198施設	76.7%	15,095,423	26,332,176	1,752,933	18,549,089
街路灯・公園灯	13,169基	20.6%	4,052,368	10,553,042	0	0
その他（自動車燃料等）		2.7%	528,921			
温室効果ガス合計		100%	19,676,712			

7. 計画実現のための方策（率先行動の取組み）

■実現の方策の内容

次の内容に基づき、率先行動の取組みを行います。

① オール区役所の取組み

「環境配慮ガイドライン」の目標に向けて、全職員でCO₂削減・省エネ行動に取り組む。

② 建築物の建築、管理等に関する取組み

「カーボンマイナス施設づくりガイドライン」に基づき、新築工事や大規模改修工事の際、熱負荷の低減、自然エネルギーの率先利用、最適な設備システムの構築など環境に配慮した建設に取り組む。

また公園・街路灯の省エネ型への計画的な交換や、都市の高温化対策として施設の緑化を推進する。

③ 温室効果ガス排出抑制のための検討課題

今後、区役所全体が推進すべき課題、取り組むべき課題などについて、調査研究を推進する。

8. 推進体制の確保

目標に向け取組みを着実に実行していくため、推進体制を確保しそれぞれの役割を明確にします。

また、各施設等の状況を把握するために、全庁的に調査・点検を行い、取組み内容等について必要な見直しを行い、目標の実現に向けて実効性の高い取組みを推進していきます。

対象施設一覧

網掛けは重点施設（※印は複合施設）

総務課	豊島公会堂 ※	生活産業課	勤労福祉会館 ※	高齢者福祉課	アトリエ村
区役所別館 ※	区役所本庁舎	生活産業プラザ ※	豊島区民センター ※	千川豊寿園 ※	山吹の里
防災課	西巣鴨備蓄倉庫	山中湖宿泊施設秀山荘	猪苗代宿泊施設四季の里	菊かおる園	長崎第二豊寿園 ※
駒込中救援センター格納庫	駒込備蓄倉庫	文化デザイン課	にしすがも創造舎	風かおる里	保健福祉部分庁舎
高田備蓄倉庫	西池袋備蓄倉庫	文化観光課	熊谷守一美術館	障害者福祉課	心身障害者福祉センター ※
区民活動推進課	区民活動推進課分室	雑司が谷情報ステーション	学習・スポーツ課	福祉ホームさくらんぼ ※	駒込福祉作業所 ※
南池袋斎場	巣鴨第三区民集会室	みらい館大明	みらい館大明	障害者就労支援センター ※	中央保健福祉センター
東池袋第四区民集会室	池袋本町第二区民集会室 ※	千早地域文化創造館	千早地域文化創造館	西部保健福祉センター ※	地域保健課
目白第二区民集会室	長崎第五区民集会室 ※	巣鴨体育館	巣鴨地域文化創造館	池袋保健所 ※	長崎健康相談所
高田第二区民集会室	地域区民ひろば課	旧千川小学校	旧千川小学校	長崎健康相談所 ※	子ども課
区民ひろばさくら第一 ※	区民ひろばさくら第二	旧第十中学校	旧第十中学校	上池第一児童館	千早児童館
区民ひろば上池袋 ※	区民ひろば千早 ※	旧高田小学校	旧高田小学校	池袋第二児童館 ※	池袋第二児童館 ※
区民ひろば南大塚 ※	区民ひろば南池袋 ※	池袋スポーツセンター ※	池袋スポーツセンター ※	目白児童館	ジャンプ長崎
区民ひろば富士見台 ※	区民ひろば朋有 ※	総合体育場	総合体育場	子育て支援課	北大塚すくすくルーム
区民ひろば朝日	区民ひろば池袋 ※	荒川野球場	荒川野球場	東部子ども家庭支援センター	西部子ども家庭支援センター
区民ひろば池袋本町 ※	区民ひろば清和第一 ※	西巣鴨体育場	西巣鴨体育場	駒込すくすくルーム	長崎すくすくルーム
区民ひろば清和第二 ※	区民ひろば西巣鴨第一 ※	豊島体育館	豊島体育館	東池袋すくすくルーム	
区民ひろば長崎 ※	区民ひろば駒込 ※	雑司が谷体育館 ※	雑司が谷体育館 ※		
区民ひろば高南第一 ※	区民ひろば高南第二 ※	雑司が谷旧宣教師館	雑司が谷旧宣教師館		
区民ひろば高松 ※	東部区民事務所	三芳グラウンド	三芳グラウンド		
東部区民事務所 ※	駒込区民集会室	南長崎スポーツセンター	南長崎スポーツセンター		
西部区民事務所	南長崎第四区民集会室	図書館課	上池袋図書館		
南長崎第四区民集会室		中央図書館・あうるすぽっと	中央図書館・あうるすぽっと		
		千早図書館	千早図書館		
		巣鴨図書館	巣鴨図書館		
		池袋図書館 ※	池袋図書館 ※		
		目白図書館 ※	目白図書館 ※		
		資源循環課	南長崎リサイクルステーション		
		豊島清掃事務所	豊島清掃事務所		
		福祉総務課	シルバー人材センター		
		旧中央図書館	旧中央図書館		

保育園課

南長崎第一保育園
南長崎第二保育園
東池袋第一保育園
東池袋第二保育園
池袋第一保育園
池袋第三保育園
池袋第二保育園
池袋第五保育園
目白第一保育園
目白第二保育園
西巣鴨第三保育園
西巣鴨第二保育園
西池袋第二保育園
要町保育園
長崎保育園
雑司が谷保育園 ※
駒込第一保育園
駒込第二保育園
高南保育園
高松第一保育園
高松第二保育園

地域まちづくり課

上池袋第1まちづくりセンター ※
上池袋第2まちづくりセンター
東池袋4・5丁目まちづくりセンター
染井まちづくりセンター
まちづくり倉庫
広場（25カ所） ※

拠点まちづくり課

東長崎駅前広場

道路整備課

池袋南交差排水場管理室
道路工事事務所

交通対策課

ウィロード自転車駐車場
上池袋保管所
下板橋自転車置場
北池袋保管所
千川駅北第一自転車駐車場
千川駅南自転車駐車場
千川駅西自転車駐車場
千早四丁目保管所
千登世橋自転車駐車場

南長崎保管所
南長崎自転車駐車場
富士見橋下保管所
巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場
巣鴨駅北自転車駐車場
巣鴨駅南自転車駐車場
東池袋五丁目保管所
池袋三丁目保管所
池袋駅北第二自転車駐車場
池袋駅北自転車駐車場
池袋駅東自転車駐車場
池袋駅西自転車駐車場
目白駅北自転車駐車場
目白駅東自転車駐車場
目白駅西自転車駐車場
西巣鴨保管所
西巣鴨駅自転車駐車場
要町駅南自転車駐車場
駒込駅北自転車駐車場
椎名橋北自転車駐車場
椎名橋南自転車駐車場

公園緑地課

街路灯・公園灯
公園管理事務所 ※
目白庭園
公衆便所（7カ所）

教育総務課

巣鴨三丁目教育施設

教育指導課

竹岡健康学園

小学校

仰高小学校 ※
駒込小学校 ※
巣鴨小学校 ※
清和小学校
西巣鴨小学校
豊成小学校
朋有小学校 ※
朝日小学校 ※
池袋第一小学校 ※
池袋第二小学校 ※
池袋第三小学校 ※
池袋小学校
文成小学校
南池袋小学校
高南小学校 ※
目白小学校
長崎小学校 ※
要小学校 ※
椎名町小学校 ※
富士見台小学校 ※
千早小学校
高松小学校 ※
さくら小学校 ※

中学校

駒込中学校
巣鴨北中学校
西巣鴨中学校
池袋中学校
西池袋中学校
千登世橋中学校
千川中学校
明豊中学校

幼稚園

西巣鴨幼稚園 ※
池袋幼稚園 ※
南長崎幼稚園 ※



第2章 区役所が取り組む率先行動

1. オール区役所の取組み

「オール区役所の取組み」とは、豊島区職員と区の施設で業務に従事する全員が、環境への配慮を意識し、項目ごとの目標に対して、率先して取り組んでいく行動です。各職場・各施設で使用するエネルギーについて全ての職員が常に意識を持って、CO₂削減行動・省エネ行動に取り組むことにより、CO₂排出量の削減を目指します。

また区民が利用する施設では、掲示・アナウンス等で取組みについて理解と協力をお願いしていきます。

I. CO₂削減行動・省エネ行動

(1) 電気使用量の削減

◆空調機器の運転時間、適正温度の遵守

- 事務室では、夏期の冷房の設定温度は28℃、冬期の暖房の設定温度は20℃を目途にします。
- 夏期にはクールビズ、冬期はウォームビズを励行し、空調温度を適正温度に保ちます。
- 夏期の冷房時には、ブラインド等による熱遮断や扇風機を併用し、設定室温を保ちます。また、緑のカーテン活用にも積極的に取り組みます。
- 冬期の暖房時には冷気の侵入を防ぐために、カーテンやブラインド等の活用を図ります。
- 空調機のフィルターの清掃等、設備・機器の保守管理を徹底します。

◆無駄のない照明の使用

- 照明器具の清掃をして、照度を保ちます。
- 最低300ルクスを確保しつつ執務環境は750ルクス以下での、室内空間の間引き照明や部分消灯を行います。
- 廊下、階段、トイレの間引き照明を行うとともに、使用後の消灯を徹底します。
- 始業前、昼休み（昼窓口開設時を除く）、終業後の消灯を徹底し、時間外は必要最低限の点灯とします。
- 使用者や在籍者がいないエリアの消灯を徹底します。
- 窓からの外光を出来るだけ取入れます。
- LED・Hf照明等の高効率の照明器具への交換を進めます。
- 通常スイッチの他に、手元で個別に点灯・消灯を行うヒモ状のプルスイッチの導入を進めます。

◆事務機器・待機電力の削減

- パソコンは離席時はふたを閉めスリープ状態にし、長時間使用しない場合や帰宅時にはコンセントを抜きます。また状況に応じてディスプレイの輝度等を調整します。
- 複合機は出力をまとめて行います。また節電モードを設定し、スリープモードへの切替時間を短縮します。
- 執務終了後は電気製品のコンセントを抜きます。
- コンセントタブを積極的に導入します。

◆職員態勢

- ノー残業デーを徹底し、ノー残業デー以外も可能な限り超過勤務を減らします。
- 職場単位で超過勤務時の執務場所を特定し、必要以外の消灯を実施します。
- 資料の事前配布などにより会議時間の短縮を図ります。

◆その他

- 電気ポット、コーヒーマーカーの使用は原則中止とし、冷蔵庫は必要最小限の使用とします。
- 廃棄物削減のため、マイボトル（マイカップ）を持参します。
- エレベーターが複数機ある場合は、使用状況に応じて間引き運転します。
- 自動販売機の照明はOFFにします。また積極的に省エネ型へ転換します。
- 冬期以外の便座暖房機能は原則中止とし、冬期は低温設定にします。

(2) ガス・熱使用量の削減

- 湯沸器・ボイラー・ガスコンロ等の適正使用に努めます。
- 省エネ効率の高い製品を選定します。

(3) 夏期・冬期における取組みの強化

夏期・冬期は冷房、暖房の使用等により、エネルギー消費が他の時期に比べて大きくなるため、各取組みを一層、徹底します。

(4) 低公害車の選定、エコドライブの推進

◆低公害車の選定

- 庁有車の新規購入・リースの際は、豊島区庁内低公害車導入実施要領に基づき、低公害・低燃費車など、九都県市指定低公害車※から選定します。
- 雇上車の契約の際も、これに準じます。
- 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車の導入を進めます。

※ 九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市）が国の排出ガス規制基準値を基に定めた指定基準に適合した自動車のこと。九都県市あおぞらネットワーク (<http://www.9taiki.jp/>) で検索できます。

◆適正な運転等による自動車燃料の削減

- できるだけ庁有車の使用を控え、自転車等を使用します。
- 急発進・急加速をしないで、エコドライブを徹底します。
- 庁有車にアイドリングストップ装置を導入します。
- 不要な荷物を載せません。
- カーエアコンを適正な温度に管理します。
- タイヤの空気圧調整など車両の整備を徹底します。

Ⅱ. 省資源のための取組み

(1) 紙使用量の削減

- 両面コピーの徹底、Nアップ印刷の活用、庁内資料等の裏紙使用により紙の使用数を減らします。
- ペーパーレス化を図り、会議の開催通知などはメールを活用します。
- 配布資料を精査し、紙の使用数を減らします。
- コピー機のオールクリア励行等により、ミスコピーを減らします。
- 文書はファイリングシステムの活用により職員間共有に努めます。
- 封筒の再利用に努めます。

(2) 水使用量の抑制

- 洗面所や流しにおける節水を励行します。
- 水道水量を調整し、節水を図ります。
- 節水コマやセンサー式自動水栓等の導入に努めます。
- 学校のプールについて、より効率的な運用を検討します。
- 施設管理者は水道使用量をチェックし、漏水の有無や節水が適切になされているかを点検します。

【使用状況を確認しましょう】

電気、ガス、水道は、必ず使用量の通知を確認し、前月分との比較をしましょう。

特に電気は季節により使用量が大きく異なり、場合によっては基本料金が変わってしまう場合があります。

基本料金は一度、引き上げられると、先1年間は引き上げられた時点の料金が適用されることとなり、財政的にも負担を招くこととなります。

なお使用量の通知には、前月分の他に前年同期の使用量も記載されていますので、確認して省エネの目安・目標としましょう。

また、コピーの使用量についても月々確認し、使用状況をみんなで共有するようにしましょう。

Ⅲ. その他環境配慮のための取組み

(1) グリーン購入の徹底

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入することをいいます。

グリーン購入としての主な対象物品

区役所が購入する物品のうち、主な対象商品として次のような物があります。

紙類、文具類、オフィス家具、OA機器、家電製品、エアコン
ディショナー、温水器、照明、自動車 他

このうち「オール区役所の取組み」として、ほぼ全施設で使用し使用量も多い物品である、コピー用紙 をグリーン購入物品の重点品目に定め、グリーン購入を推進します。

① グリーン購入の基本原則

◆購入する前に

- 常時使用しないものは、他部局からの借用を検討します。
- 現在使用していない物品の修理を検討します。
- 購入だけではなく、リースも検討します。
- 文具類は整理して共同利用します。

◆購入するとき

- 必要なものを必要なだけ購入します。
- 部品交換や修理が簡単なもの等、長期間の使用が可能なものを選びます。
- 詰替えや補充・交換ができるものを選びます。
- 省エネルギーのものを選びます。
- 製品の製造から廃棄までの過程で、環境負荷の少ないものを選びます。
- 捨てるときの処理や処分が簡単なものを選びます。
- 環境負荷の低減に努める事業者に関する環境情報を活用して購入します。
例)・公的機関や第三者機関による各種環境ラベリング、データベース
・事業者による環境ラベル、製品カタログ、ホームページ
- 環境に配慮している事業者から製品やサービスを優先して購入します。
例)・環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21等)を取得している事業者

◆使用するとき

常時使用しないときは、係ではなく、部や課で管理します。

◆不要になったとき

- 廃棄する前に他の活用法を検討します。
- 再使用可能な消耗品類・備品は掲示板に掲載し、他部署に斡旋します。
- 処分するときは、リサイクル可能なものは正しく分類します。

② 物品の調達方法

グリーン購入の基本原則に従って製品を購入することとします。この場合、国の「環境物品等の調達に関する基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/g-law/kihonhoushin.html>)」の判断基準を満たす製品もしくは、環境ラベルの表示のある製品を優先的に購入するものとします。

<環境ラベルの一例>

<p>エコマーク</p> 	<p>様々な商品の中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につける環境ラベル。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。ISOの規格に沿ったわが国唯一のタイプI（第三者機関に認証された環境ラベル）環境ラベル制度。環境省所管の（財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されている。</p> <p>（詳細） http://www.ecomark.jp/</p>
<p>省エネ性マーク</p> 	<p>省エネ法に基づき定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成しているマークは緑色の表示、達成していないものはオレンジ色の表示。表示方法等についてはJIS規格が制定されている。</p> <p>（詳細） http://www.eccj.or.jp/labeling/index.html</p>
<p>グリーンマーク</p> 	<p>古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に使用した製品であることを容易に識別できる目印として（財）古紙再生促進センターが制定したマーク。グリーンマークを表示できる製品の要件は、原則古紙を40%以上原料に使用した製品であることであるが、トイレットペーパーとちり紙は100%原料に使用したもの、コピー紙と新聞用紙は50%以上を原料に使用したもの。</p> <p>（詳細） http://www.prpc.or.jp/</p>
<p>国際エネルギー スターマーク</p> 	<p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク。日本、米国のほか、EU等7か国・地域が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営している。</p> <p>（詳細） http://www.energystar.jp/index.html</p>

<データベース等>

グリーン購入ネットワークホームページ (GPN データベース、グリーン購入情報プラザ)	http://www.gpn.jp/
エコマーク商品総合情報サイト	http://www.greenstation.net/
環境省ホームページの環境ラベル等データベース	http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/index.html
(財) 省エネルギーセンターホームページ (省エネ性能カタログ等)	http://www.eccj.or.jp
(社) 日本自動車工業会ホームページ	http://www.jama.or.jp

(2) 環境マネジメントシステム「エコアクション21」の推進

① 認証の取得

豊島区役所は平成23年度から、環境省が策定した環境経営のためのシステム「エコアクション21」の認証取得に向けた取組みを開始しました。

環境負荷の実情を把握し、環境経営システムの構築・運用・点検、是正・見直しのサイクルを継続的に行い、取組みを環境活動レポートとして公表していきます。(詳細：<http://www.city.toshima.lg.jp/kankyo/18534/003423.html>)

- 認証取得：平成24年8月
- 対象事務所：区役所本庁舎

② 取組み内容と今後の方針

- 区の環境方針や環境目標の達成に向けて、全職員が節電や省エネ等の環境配慮行動に取り組みます。
- 各部局ごとに環境方針を策定し、主体的に環境配慮行動を促進するとともに、定期的な報告や内部監査を実施し、取組み成果や実効性について客観的な評価を行っていきます。
- 中間審査、認証の更新を踏まえて、計画的に認証施設を拡大していきます。



エコアクション21
認証・登録番号 0008567

(3) 管理標準の作成

【管理標準とは】

省エネ法により事業者は、使用エネルギーの削減を確実なものとするために、設備のエネルギー使用の合理化のための管理要領を定めた「管理マニュアル」を作成することとされています。

区も特定事業者として、計画的に施設ごとの「管理マニュアル」の作成を進めます。

(今回はCO₂排出量の最も多い電気について優先して作成します。)

- 施設ごとにエネルギー設備の状況を調査・確認し、エネルギーの使用量を把握します。
- 設備ごとに、省エネに向けたルールを定めます。
- ルールに基づき施設を管理し、計測記録及び保守点検等を行います。
- より高効率の器具、設備等の導入について検討します。

【管理標準作成計画】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
40施設	10施設	9施設	8施設

(4) 環境配慮契約等の検討

環境配慮契約とは、価格に加えて、環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた役務等を供給する者を契約相手とする契約です。

■国の環境配慮契約制度	
根拠法	国等における温室効果ガス等の排出の削減に考慮した契約の推進に関する法律
目的	環境負荷の削減や持続性可能な社会の構築のため、価格に加え、環境性を含めて総合的に評価し、最も優れた物品や役務等を供給するものを契約相手とする仕組みを作る。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・電力契約におけるCO₂排出量等の考慮 ・自動車などの物品購入契約におけるランニングコストの考慮 ・ESCO事業による設備等の改修 ・建設設計等に関する契約における企画競争

環境配慮契約について、総合評価競争入札方式などとの連携を考慮しながら、環境配慮の視点を取り入れた対応を検討していきます。

【総合評価競争入札】

発注する契約内容によって、入札価格のみでなく技術提案等を考慮した上で、価格その他の条件が区にとって最も有利な条件をもって契約の相手方を決定する一般競争入札制度。

<グリーン購入法と環境配慮契約法の比較>

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	<ul style="list-style-type: none"> ・物品、サービスの環境性能を規律 ・一般競争入札の範囲内での環境配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の方法等の仕組みを規律 ・契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など推奨する契約方式を規定
趣旨	一定の環境性能を満たす物品、サービスの調達を推進	価格等を含め総合的にみて最善の環境性能を有する物品・サービスを供給する者と契約
対象機関	<ul style="list-style-type: none"> ・各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等の公共機関 ・地方公共団体等は努力義務 	同左
対象品目及び契約	文具類、OA機器、自動車等、公共工事、役務など18分野237品目	電力、自動車、ESCO事業、建築設計の4つの契約類型
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・判断基準を閣議決定 ・基本方針に従い、環境配慮調達 ・対象機関が調達結果を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮契約の方法を閣議決定 ・基本方針に従い、環境配慮契約 ・対象機関が契約結果を公表

2. 建築物の建築、管理等に関する取組み

豊島区の区有施設は老朽化しているものが多く、築30年を超えるものが全体の約6割を占めています。特に、小中学校は昭和48年以前に建設されたものも多く、今後も計画的に改築工事を進めていきます。また、小中学校以外の施設においても、改築工事、大規模改修工事の際に「としまカーボンマイナス施設づくりガイドライン」に基づいた施設整備を行い、CO₂排出の少ない施設づくりを目指します。

他の施設についても改修を進める中で、環境に配慮し使用エネルギーをより低減化する設備を導入することが求められています。特にCO₂削減効果が見込まれる照明設備・空調設備を中心に、設備の見直しと改善を図っていきます。

I. 「カーボンマイナス施設づくりガイドライン」の活用

区有施設の新築工事や大規模改修工事において、環境に配慮した施設を建設するために、熱負荷の低減や自然エネルギーの率先利用及び建物ごとの最適な設備システムの構築を図り今後の工事に反映させるために策定しました。

<カーボンマイナス施設づくりガイドラインの概要>

1. 建築物の断熱性の強化

①躯体 ②外装材 ③断熱材 ④緑化 等により外部から進入する熱を低減する。

2. 省エネ設備の積極的導入

①空調設備 ②照明設備 ③給排水設備 ④給湯設備 等について、建物ごとの特性を十分考慮し、環境に配慮した仕様を積極的に取り入れ使用エネルギーの低減を図る。

3. 再生可能エネルギーの活用

(1) 自然エネルギーの直接利用

①自然採光 ②自然通風 ③日射熱 等の自然に存在する光や風・熱等を効率的に利用する。

(2) 再生可能エネルギーの率先活用

①太陽光発電 ②雨水利用 ③太陽熱利用 等の再エネ等設備を積極的に導入する。

新築工事や大規模改修工事の基本設計段階で、「カーボンマイナス施設づくりガイドライン」に基づき省エネルギーシステムの導入検討などを行い、結果を設計に反映させていきます。導入後の効果は工事前と工事後で検証を行います。

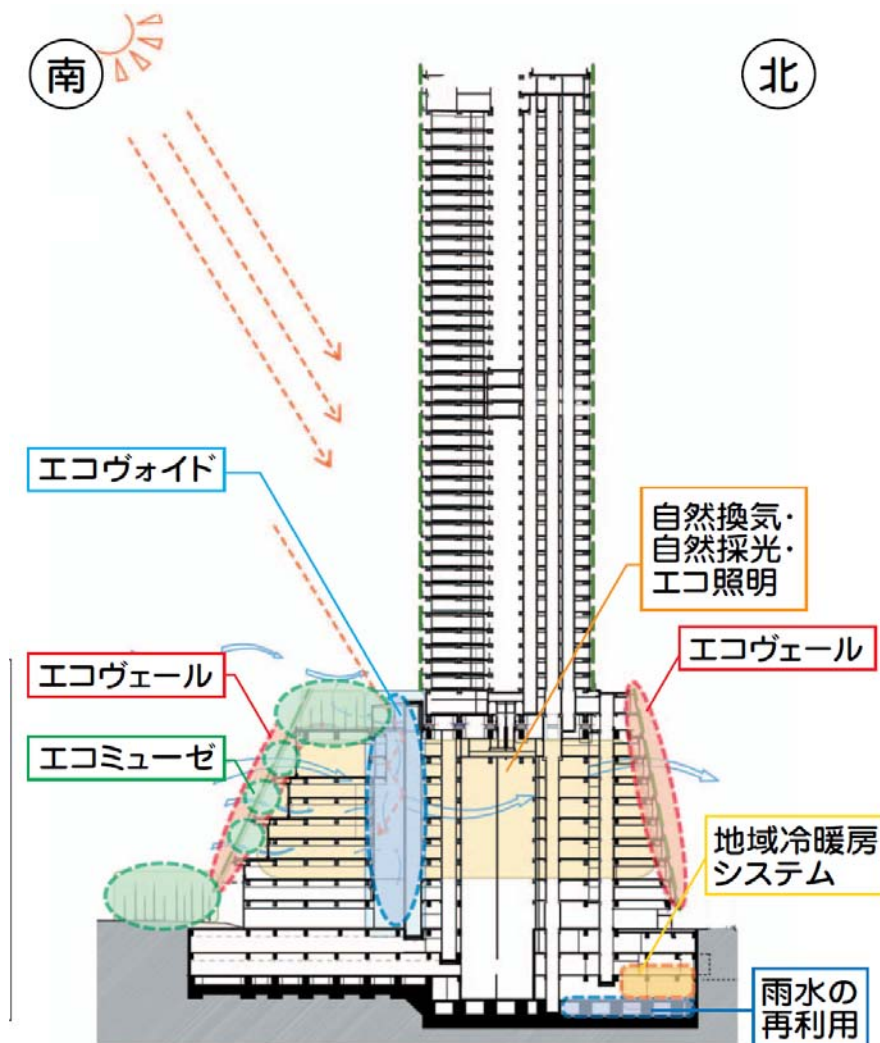
Ⅱ. 新庁舎整備計画の環境配慮対策

平成 26 年度末の竣工を目指し建設工事が進んでいる新庁舎は、CASBEE(建築環境総合性能評価システム) の評価結果で S ランクを満たしています(庁舎部分)。緑豊かな屋上庭園を始め、多様なパネル(太陽光発電、防風、日除け、防音、壁面緑化)で木の葉のように建物を覆うエコヴェール、自然採光と LED を用いたエコ照明、雨水をろ過し再利用する水循環システム、地域冷暖房システムなど、多くの環境配慮技術の採用により従来の建物に比べ庁舎部分で CO2 排出量を 30%以上抑える計画となっています。

また、新庁舎整備を契機として、ファイリングシステムの再構築による既存文書の削減やペーパーレス会議の実施による配布資料の削減等、ペーパーレス化の推進による業務スタイルの見直しをはじめ、電気ポット等電気製品の原則廃止など、環境庁舎にふさわしい執務環境、職員の働き方について検討を進めていきます。

*CASBEE (建築環境総合性能評価システム)

建築物の環境性能に応じて、C (劣る) B- (やや劣る)、B+ (良い)、A (大変良い)、S (素晴らしい) の 5 段階の格付けし、建物の環境性能を検証・評価する方法。



Ⅲ. ヒートアイランド対策

(1) 緑化の推進

高密都市である豊島区は緑被率が低く、今後も公園用途の大規模な敷地の取得は困難であるため、区有施設の限られた敷地で効率的に緑化を推進していく必要があります。

<具体的取組み>

① 新設する公園等での植樹

命の尊さ、みどりの大切さを学び、防災の拠点となるように植樹した「学校の森」や公共施設新設する公園等での「いのちの森」の植樹等をとおして、みどりを守り、育て、増やしていきます。

② 屋上・壁面の緑化

施設の改修時など、可能な限り屋上・壁面の緑化を行います。

③ 校庭の芝生化や花壇の設置など、施設にあわせた緑化

校舎の改修、新築の際は既存の樹木の保存に配慮するとともに、校庭・園庭、駐車場などのスペースを有効に活用した緑化を進めていきます。

④ みどりのカーテン

窓面をみどりの葉で覆うことで強い日差しをさえぎり、夏の暑さ対策に活用します。

⑤ 道路の緑化

道路の景観の向上、沿道の生活環境の保全などから、積極的に推進を図ります。

○ 屋上緑化（豊島区役所本庁舎）

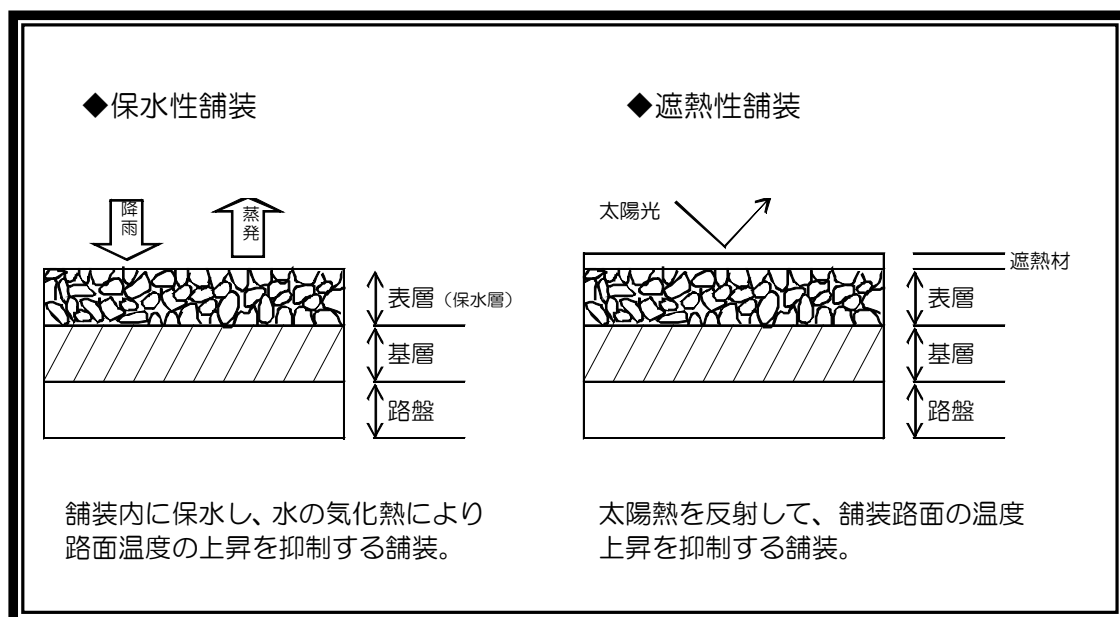


○ みどりのカーテン （区民ひろば清和第二）



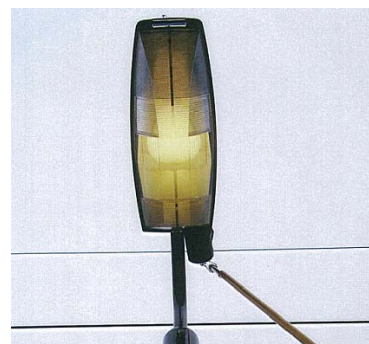
(2) 道路への対策

道路整備時に保水性舗装、遮熱性舗装、排水性舗装などの効果を検討しながら導入し、ヒートアイランド対策を図っていきます。



IV. 省エネルギー型の街路灯の導入

区役所の温室効果ガス総排出量の21%を公園・街路灯が占めています。公園・街路灯を長寿命の省エネ型に計画的に交換していくことで、温室効果ガス排出量の削減とともに、電気料金の削減、取替コストの削減、廃棄物の削減を図っていきます。また、LED導入についても検討していきます。



	従来型 水銀灯Ⅲ型 (100W)	省エネ型 エバーライト 50型 (100W)
消費電力	648 kW	312 kW
寿命	3年	16年
CO ₂	192.1 kg	92.3 kg
電気料金	8,125円	3,520円
取替経費	11万円	20万円

V. 再生可能エネルギーの導入等

石油や石炭などの化石燃料を利用した電力の使用量を減らす方策として、省エネルギーを進めるほかに、自然エネルギー等の活用により得られた電力等を区有施設で使用することもCO₂削減につながります。

(1) 太陽エネルギー等の活用

太陽光発電設備は、平成24年度末までに10施設に導入し、今後も新施設設や大規模改修を行う場合には積極的に設置するとともに、既存施設でも設置の可能性等について、調査、検討を行っていきます。

なお、太陽光発電設備により発電した電気については、売電制度の積極的な活用を図り、節電対策とあわせて財政面の軽減にも取り組みます。

また、温水プールや入浴施設を備えている施設は、給湯でのエネルギー使用が多いことから、太陽熱を利用した給湯システムを設置して使用エネルギーの削減に取り組んでおり、今後も導入を促進していきます。

【区施設太陽光発電設備設置状況】

設置時期	設置施設	設置施設数
第1次ガイドライン以前 (平成20年度以前)	南池袋小学校、豊島清掃事務所	2施設
第1次ガイドライン期間 (平成21~24年度)	池袋本町二丁目住宅、目白図書館、明豊中学校、千登世橋中学校、池袋スポーツセンター、さくら小学校、西巣鴨第三保育園、西池袋中学校、池袋第五保育園	9施設

【区施設太陽熱利用設備設置状況】

心身障害者福祉センター、勤労福祉会館、千登世橋教育文化センター、豊島清掃事務所、特別養護老人ホーム(4施設) 等 計8施設

○ 太陽光発電＝西巣鴨第三保育園



○ 太陽熱利用＝「風かおる里」



(2) 環境に配慮した電力の導入

電力契約の自由化により、平成24年度末までに小中学校を中心とした64施設を、東京電力から環境負荷の低い新電力会社との電力需給の契約変更を行いました。今後も対象施設の拡大及び、より環境負荷の低い電力調達を進めていきます。

※ 区が電力調達の契約を行う際は、「豊島区電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、指定の環境評価項目の報告を義務及び一定評価基準以上を、契約参加のための資格としています。

【新電力導入状況】

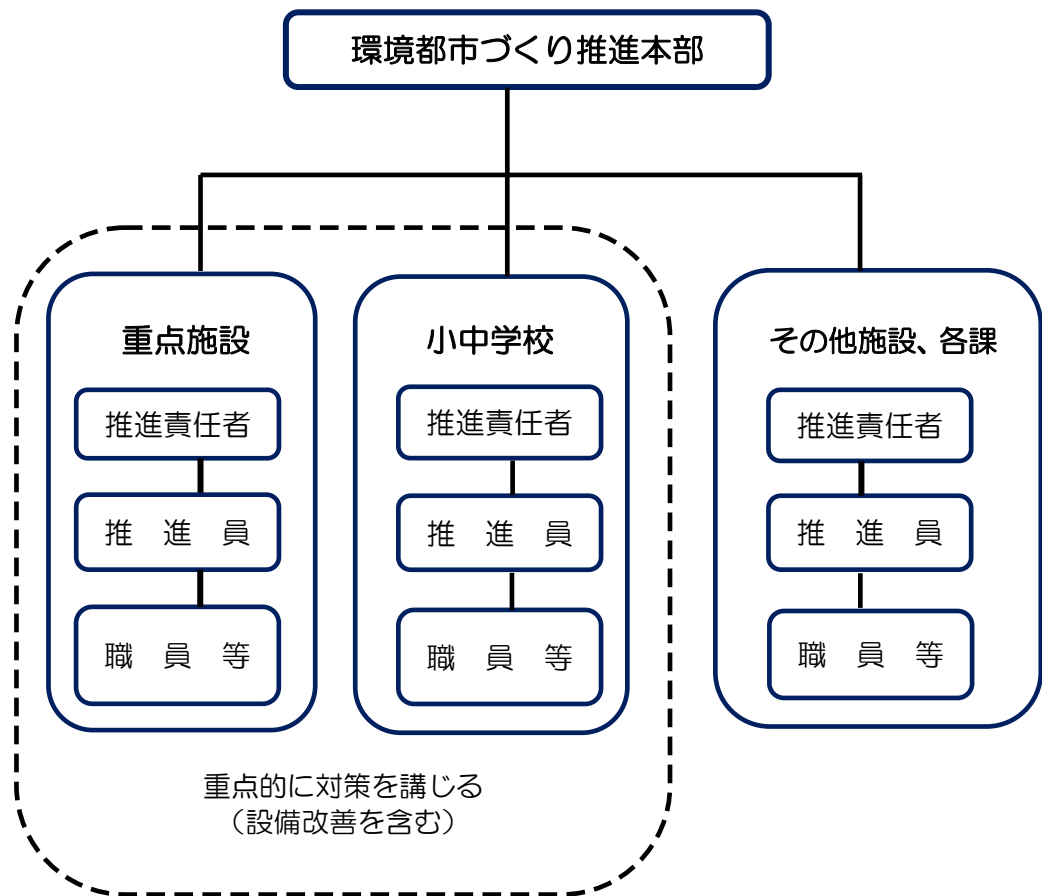
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
年度導入数	5施設 (小中学校)	2施設 (小中学校)	57施設 (小中学校22) (その他施設35)	64施設 (小中学校22) (その他施設35)
導入累計	5施設	7施設	64施設	



第3章 推進と点検・評価

1. 推進体制

目標を達成するには職員一人ひとりが、ガイドラインにおける取組みを自らの事務事業を遂行する中で実践していく必要があります。また、組織的な取組みが必要であることから、推進体制（下図のとおり）として、環境都市づくり推進本部（推進本部）、及び環境配慮ガイドライン推進責任者（推進責任者）、環境配慮ガイドライン推進員（推進員）を設置し、実効性のある計画を推進していきます。



(1) 推進本部の役割

推進本部は、区長を本部長とし、関係部長を委員とし構成する。委員会の役員は次のとおりです。

- ① 本ガイドラインの進捗状況を把握し、必要に応じて内容の見直しを行います。
- ② 各施設、事務事業から排出される温室効果ガス排出量およびその他報告事項を定期的に把握します。

- ③ 職員一人ひとりが本ガイドラインを理解し実践するために、職員への意識啓発、情報提供等を行います。
- ④ 本ガイドラインを広く理解してもらうため、実施状況をホームページ等に公表します。

(2) 推進責任者、推進員の役割

各課長を推進責任者とし、推進責任者はその補助者として推進員（庶務担当係長、施設長等）をおくことができます。推進員は各施設や事務事業の実態に応じて複数おくことも可能です。

推進責任者の役割は次のとおりです。

- ① 所属の地球温暖化対策の推進を総括します。
- ② 所属の事務事業から排出する温室効果ガス量を削減するため、本ガイドラインの取組みを推進します。
- ③ 取組み状況を適宜把握し、必要に応じて事務局に報告します。

推進員は推進責任者を補佐し、共に所属の地球温暖化対策を推進します。
また、実務面でのエネルギー管理を行います。

2. 点検・評価

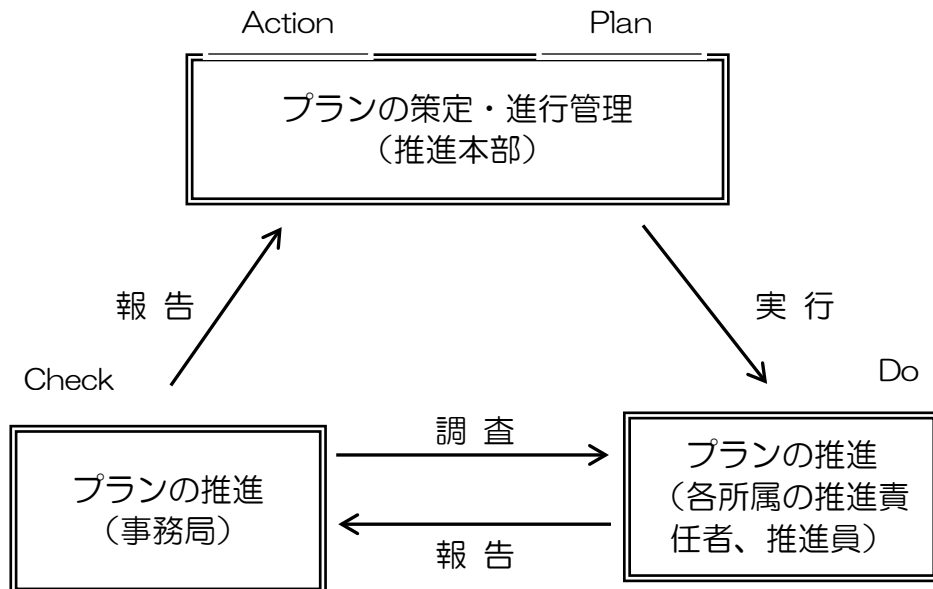
施設、職場単位で、本ガイドラインの内容と取組み状況を確認し、定期的に推進責任者に報告します。

推進責任者は、報告内容の点検及び取組み実態を把握し、必要に応じて本ガイドラインの目標を達成するための処置を講じるとともに、事務局が行う状況等調査に対して所見を付して、取組み内容等の報告を行います。

事務局は、各推進責任者からの報告を取りまとめ、推進本部へ報告します。

推進本部は、事務局からの報告に基づき、取組み状況や目標達成状況について、総合的に点検、評価をします。点検、評価の結果については職員に周知し、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果的な取組みを図っていきます。

また、区民や第三者による点検・評価が行えるようにしていきます。



3. 研修

ガイドラインの目標を達成するためには、職員一人ひとりの取組みが不可欠です。

このため、ガイドラインの取組み状況や各種環境関連情報を各職場の推進員を通じて情報提供するとともに、職員研修により、個々の職員の意識啓発を図っていきます。

4. 公表

取組み状況をホームページ等で、区民や事業者に公表していきます。



参 考 资 料

1. 計画の対象物質

対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められた【表1】、【表2】のとおりです。

【表1】計画の対象物質

	温室効果ガス名	記号	発生源等
1	二酸化炭素	CO ₂	産業、民生、運輸部門などにおける化石燃料に伴うものが全体の9割以上を占めています。
2	メタン	CH ₄	自動車の走行、家畜の腸内発行や廃業物理立地などから出るものです。
3	一酸化炭素	N ₂ O	自動車の走行や燃料の燃焼により発生するものです。
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	代替フロン的一种で、主に冷媒として使用され、冷蔵庫、エアコン、カーエアコン等に使用されています。

【表2】計画の対象外物質一覧

パーフルオロカーボン	PFC	代替フロン的一种で、主に半導体のエッチングガスやイナートリキッド（不活性液体）等に使用されています。
六フッ化硫黄	SF ₆	変電設備に封入されている電気絶縁ガスや半導体のエッチングガスとして使用されています。

2. 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定方法については、地球温暖化対策推進法施行令（以下「施行令」という。）平成18年3月24日一部改正）に定める算出式を用います。

（1）各温室効果ガス、事業区分ごとの算出式

【電気・ガス・熱・燃料の使用】

① 電気の使用により発生するもの

「電気使用量」×「単位使用量あたりの二酸化炭素排出量（排出係数）」×
「地球温暖化係数」

② 燃料の使用により発生するもの

「（燃料種ごとの）燃料使用量」×「単位使用量あたりの発熱量」×「単位
発熱量あたりの炭素排出量（排出係数）」× $44/12$ ×「地球温暖化係
数」

③ 二酸化炭素（熱の使用により発生するもの）

「熱使用量」×「単位使用量あたりの二酸化炭素排出量（排出係数）」

【自動車の使用】

④ メタン・一酸化二窒素（自動車の走行により発生するもの）

「走行距離」×「単位走行距離あたりのメタン・一酸化二窒素排出量（排
出係数）」×「地球温暖化係数」

⑤ ハイドロフルオロカーボン

「自動車台数（平成7年以降に生産されたもの）」×「台数あたりのハイド
ロフルオロカーボン排出量（排出係数）」×「地球温暖化係数」

※ 自動車燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出については、②と同様。

(2) 排出係数

【二酸化炭素 (CO₂)】

イ：燃料の燃焼に伴う排出

燃料種	単位	排出係数	
		数値	単位
ガソリン	ℓ	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
灯油	ℓ	2.49	kg-CO ₂ /ℓ
軽油	ℓ	2.58	kg-CO ₂ /ℓ
液化石油ガス (LPG)	kg	3.00	kg-CO ₂ /kg
都市ガス*	m ³	2.24	kg-CO ₂ /m ³

※天然ガス (CNG) 自動車の燃料は都市ガスの排出係数を用います。

ロ：他人から供給された熱の使用に伴う排出

種別	単位	排出係数	
		数値	単位
他人から供給された熱	MJ	0.057	kg-CO ₂ /MJ

ハ：他人から供給された電気の使用に伴う排出

種別	単位	排出係数	
		数値	単位
電気	kWh	0.384	kg-CO ₂ /kWh

※電力の使用における排出係数は、各電力事業者によって毎年実績に基づき発表される数値があります。本ガイドラインでは、数値の変動による影響を排除するため、基準年において定められた値を使用します。

【ハイドロフルオロカーボン類 (HFCS)】

自動車用エアコンディショナー使用時の排出 (平成7年以降生産されたもの)

種別	単位	排出係数	
		数値	単位
自動車用エアコンディショナー	台	0.0025	kg-HFC/台

【メタン】

自動車走行に伴う排出

自動車種別	単位	排出係数	
		数値	単位
ガソリン・LPG/乗用車	km	0.00001	kg-CH ₄ /km
ガソリン・LPG/バス	km	0.000035	kg-CH ₄ /km
ガソリン・LPG/軽乗用車	km	0.000001	kg-CH ₄ /km
ガソリン・LPG/普通貨物車	km	0.000035	kg-CH ₄ /km
ガソリン・LPG/小型貨物車	km	0.000015	kg-CH ₄ /km
ガソリン・LPG/軽貨物車	km	0.000011	kg-CH ₄ /km
ガソリン・LPG/特種用途車	km	0.000035	kg-CH ₄ /km
ディーゼル/乗用車	km	0.000002	kg-CH ₄ /km
ディーゼル/バス	km	0.000017	kg-CH ₄ /km
ディーゼル/普通貨物車	km	0.000015	kg-CH ₄ /km
ディーゼル/小型貨物車	km	0.0000076	kg-CH ₄ /km
ディーゼル/特種用途車	km	0.000013	kg-CH ₄ /km

【一酸化二窒素】

自動車走行に伴う排出

自動車種別	単位	排出係数	
		数値	単位
ガソリン・LPG/乗用車	km	0.000029	kg-N ₂ O/km
ガソリン・LPG/バス	km	0.000041	kg-N ₂ O/km
ガソリン・LPG/軽乗用車	km	0.000022	kg-N ₂ O/km
ガソリン・LPG/普通貨物車	km	0.000039	kg-N ₂ O/km
ガソリン・LPG/小型貨物車	km	0.000026	kg-N ₂ O/km
ガソリン・LPG/軽貨物車	km	0.000022	kg-N ₂ O/km
ガソリン・LPG/特種用途車	km	0.000035	kg-N ₂ O/km
ディーゼル/乗用車	km	0.000007	kg-N ₂ O/km
ディーゼル/バス	km	0.000025	kg-N ₂ O/km
ディーゼル/普通貨物車	km	0.000014	kg-N ₂ O/km
ディーゼル/小型貨物車	km	0.000009	kg-N ₂ O/km
ディーゼル/特種用途車	km	0.000025	kg-N ₂ O/km

(3) 地球温暖化係数

地球温暖化係数は、二酸化炭素の温暖化をもたらす程度を1とした場合、同量の他の温室効果ガスがどの程度温暖化をもたらすかを示す数値です。すなわち、単位質量（たとえば1 kg）の温室効果ガスが大気中に放出されたときに、一定時間内（たとえば100年）に地球に与える放射エネルギーの積算値（温暖化への影響）をCO₂に対する比率として見積もったものです。

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	21
一酸化二窒素	310
ハイドロフルオロカーボン類	1,300

3. 再生可能エネルギー導入施設の状況

【太陽光発電設備導入施設（平成24年度末現在）】

設置年度	施設名称	定格出力(kW)
平成16年度	南池袋小学校	10
平成16年度	豊島清掃事務所	5
平成21年度	池袋本町二丁目住宅	18
平成21年度	目白図書館	10
平成21年度	明豊中学校	20
平成21年度	千登世橋中学校	10
平成22年度	健康プラザとしま	3
平成22年度	さくら小学校	10
平成23年度	西巢鴨第三保育園	5
平成24年度	西池袋中学校	40
平成24年度	池袋第五保育園	10
11施設		141kW

【新電力導入施設（平成24年度末現在）】

○ 区立小中学校（導入年度欄の校数は年度末の合計設置数）

導入年度	施設名称
平成22年度 (5校)	駒込小学校、巢鴨小学校、文成小学校、長崎小学校、高松小学校
平成23年度 (7校)	仰高小学校、千川中学校
平成24年度 (29校)	清和小学校、西巢鴨小学校、豊成小学校、朋有小学校、朝日小学校、池袋第一小学校、池袋第二小学校、池袋第三小学校、池袋小学校、南池袋小学校、高南小学校、要小学校、椎名町小学校、富士見台小学校、千早小学校、さくら小学校、駒込中学校、巢鴨北中学校、西巢鴨中学校、池袋中学校、千登世橋中学校、明豊中学校

○ 一般施設

導入年度	施設名称
平成24年度 (34施設)	区役所本庁舎・分庁舎・別館、南池袋斎場、区民ひろば駒込、区民ひろば南大塚、区民ひろば清和第一、区民ひろば朋有、区民ひろば長崎、東部区民事務所、生活産業プラザ、豊島区民センター、勤労福祉会館、総合体育場、豊島体育館、旧大明小学校、旧高田小学校、旧第十中学校、旧千川小学校、千早地域文化創造館、巢鴨図書館、上池袋図書館、池袋図書館、目白図書館、千早図書館、豊島清掃事務所、旧中央図書館、心身障害者福祉センター、池袋保健所、長崎健康相談所、千川つつじ苑、公園管理事務所、池袋西口公園

豊島区役所
環境配慮ガイドライン
平成 25 年 4 月発行
編集・発行 豊島区清掃環境部
環境政策課



エコアクション21
環境・社会貢献推進機構

〒170-8422 東京都豊島区東池袋 1-18-1
電話 03-3981-1111